

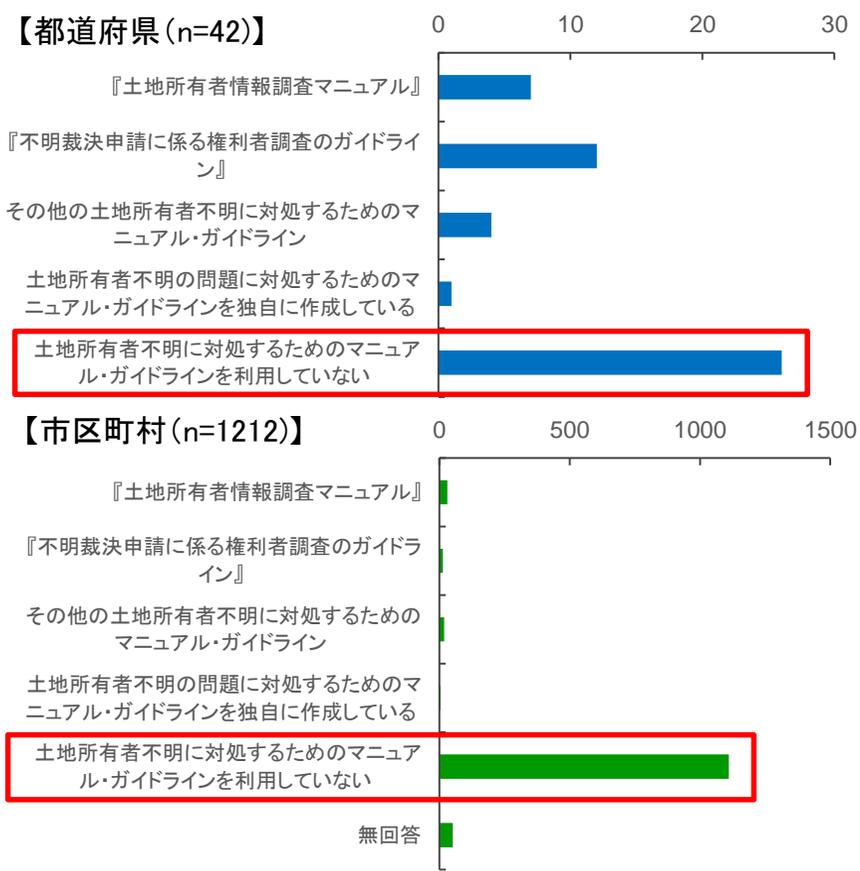
# ガイドラインに対する要望等

- ・「土地所有者探索の手順や留意点」、「探索結果に応じて解決方法を検討する場合の視点や留意点」、「多様なケースに応じた探索、解決の多くの具体事例」、「相続登記が行われていない土地の解決方法」に対し、期待が大きい(どの主体も同様の傾向)。
- ・一方で、既存のマニュアルが活用されていないという実態もある。

ガイドライン作成について、特に重点を置いたらよいとするもの〔複数回答〕(都道府県用地担当部局の場合/n=42)



土地所有者不明に対処するためのマニュアルのうち、利用しているマニュアル・ガイドライン〔複数回答〕



注)平成27年度地域活性化に資する所有者不明の土地の活用に関する調査(10月30日時点回収分速報値)

【対策案】 要望に応じたガイドラインの作成とともに、ガイドラインの周知や活用に対するフォローアップを実施

# ガイドラインに対する要望等

- ・また、「相続登記が行われていない土地」以外にも、「時効取得による権利変動が登記上反映されていない土地」、「記名共有地、共有惣代地、字持地」、「認可地縁団体が所有しているにもかかわらず自然人を登記名義人又は表題部所有者とする登記がされている場合」、「町内会又は部落会が登記名義人又は表題部所有者とする登記がされている場合」、「未登記の土地」などの解決方法についても、一定の期待があった。

ガイドライン作成について、特に重点を置いたらよいと考えるもの  
〔複数回答〕（都道府県用地担当部局の場合/n=42）【再掲】



## 【対策案】

- ①「時効取得による権利変動が登記上反映されていない土地」、「記名共有地、共有惣代地、字持地」などの問題となる土地の種類毎に、地方整備局等を通じて事例の収集を行い、所有者の探索や制度活用等の解決の方法について、ガイドラインに掲載
- ②「認可地縁団体が所有しているにもかかわらず自然人を登記名義人又は表題部所有者とする登記がされている場合」については、平成26年地方自治法改正による認可地縁団体の登記の特例の活用を促進